

「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況
(全体版)

平成15年8月

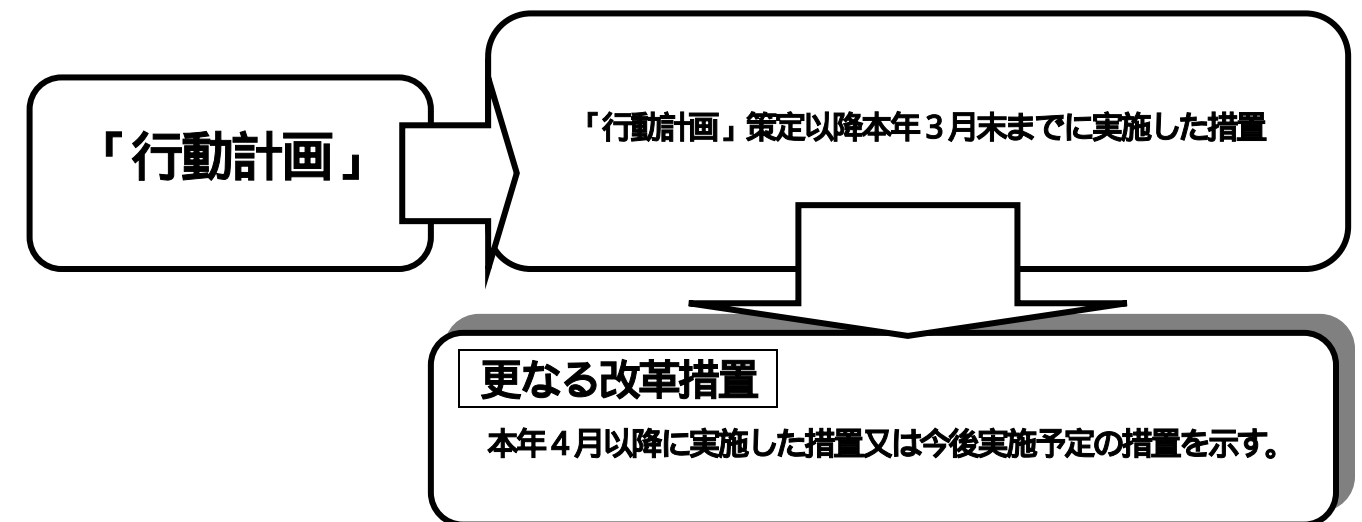
目次

I. 政・官の在り方	1
II. 外務省職員の意識改革	2
III. 人事制度の再構築	5
IV. 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）	10
V. ODA の効率化・透明化	11
VI. 外務省予算の効率的使用・透明性の確保	14
VII. NGO との新しい関係	16
VIII. 広報広聴体制の再構築	18
IX. 大使館などの業務の見直し	20
X. 政策立案過程などの透明化	24
XI. 危機管理体制の整備	27
XII. 政策構想力の強化	29
XIII. 事務の合理化	32

< 本資料の見方 >

左側の枠には、平成14年8月21日に策定した「行動計画」の各項目を示す。

右側の枠は、「行動計画」の各項目に対応する改革の進捗状況を示す。



I. 政と官の在り方

7月16日の閣僚懇談会における「政・官の在り方」に関する申し合わせと「変える会」最終報告書を踏まえつつ、外務省として以下の措置をとる。

1. 文書作成義務 【平成14年9月1日着手, 10月末までに実施】

文書管理規程を改正し, 次の3類型に関する国会議員からの意見提出について, 文書化する。その際には, 省員側の応答も記録する。作成した文書については, 閣僚懇談会申し合わせのラインで確認を行い, 内容確認は, 下記2.の政務本部を通じ行う。(内容確認の際に政側と官側で意見が異なり, 最終的に意見の調整が見つからない場合には, 両論併記として保存する。)

- 採用・昇任等の人事管理
- 許認可・補助金交付決定等の事務事業
- それ以外の政策・施策に関する意見提出のうち, 大臣の事務統括権限に支障が生じ得るもの。

【国会議員からの意見提出について文書化実施】

「行動計画」に示した3類型の事項について, 文書化することとし, 文書管理規程の改訂案を作成・省内周知した。
作成した文書の内容確認(クロスチェック)については, 行政府の一員として, 閣僚懇談会の申し合わせと整合的な形で対応する。

国会議員等と接触した際の大臣等への報告及び対処ぶり決定のためのフォーマットを作成した。

2. 政務本部の設置 【平成14年10月末までに設置】

以下の通り, 大臣指示の拡充等の措置を講じ, 国会や政党(特に部会)との連絡をはじめ政務関係事務の担当を明確にする。

- 大臣を本部長とし, 副大臣・政務官と次官等からなる政務本部を設置する。
- 副大臣は国会や政党との連絡事務等を統括する。
- 政務官は, 副大臣の統括の下, 政務補佐要員(現在の国会担当の官房審議官・参事官, 条約局審議官, 官房総務課国会班)とともに国会や政党との連絡事務に参画する。
- 副大臣主宰で政務官と官房長等の事務方との連絡協議を定例化する。

【平成14年10月31日に政務本部を設置】

平成14年11月11日に連絡協議第1回会合を開催(副大臣主宰)し, 以後, 毎週1回 同連絡協議を行い, 省内政治レベルと事務レベルが連絡を密にし, 国会対応等にかかる協議を行っている。

II . 外務省職員の意識改革

1 . 外務省職員に対する「使命」感の付与 【直ちに実施】

外務省研修所における新入省員研修，首席事務官研修，外部からの出向者をも含む在外赴任前研修等，あらゆる研修機会を活用して，外交業務に携わるに当たっての使命感を徹底する。

本省各部署においてもそれぞれの部署が積極外交を推進し，国益を推進する上で期待される役割につき，各局長の責任で職員の指導を徹底する。

在外公館においては，我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下，館長自らが陣頭指揮に当たるとともに，館長が責任を持って館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。

この関連で，外務省員行動規範を定め，徹底する。

【各種研修の強化・拡充】

各種研修の機会を活用して，職員が外交に携わる者として能力を不断に磨き，自覚と責任を持って行動するよう指導することにより，使命感の徹底を図った。

：首席事務官研修（平成14年8月28日～30日実施。平成15年度は8月27日～29日実施予定。）

：在外赴任前研修（平成14年8月以降，既に5回実施。平成15年度第1回を8月5日～6日実施予定。）

：第5部研修（各省庁からの在外公館への出向者）（平成15年9月3日より約4ヶ月間実施。）

：在外次席研修（平成15年1月15～17日実施）

：第2部・3部前期・後期研修（在外研修前のI種・専門職職員）（平成15年3月3日～6月13日実施。）等

外務省員の意識改革に関連し，「使命感」の付与，外務省員行動規範の徹底のみならず，組織のマネジメントや職場における上司と部下の関係のあり方を考える機会を提供すべく，新入省員研修の一環として外部民間経営者による講義を取り入れることとした。（平成14年度開始。）

【研修以外の措置】

省内における幹部会等の機会を活用して，外務省員に期待される役割につき周知・徹底を図るとともに，国益を守る強靱な外交を推進できるよう体制の整備に努めている。

館長による在外公館館員の指導については，日々の在外公館との連絡の機会や在外公館長会議等を活用して，徹底するよう促している。

【外務省員行動規範の策定・携行】

外務省員行動規範の徹底については，省内LANインフォメーション・ボードへの掲示及び訓令等を通じて本省及び在外双方において周知している。

更に，行動規範を記したカードを作成して，配布し，全省員に携行させている。

更なる改革措置：意識改革の更なる推進のための研修の強化・拡充

省員の知識・技術を伸ばす研修のみならず，省員の意識改革を図るための研修も重要な研修の核と位置づけ，特に外交政策の立案の要なる中堅職員を対象とした研修を拡充させていくことを検討中。

研修ニーズを的確に把握するための調査を一層充実化し，合理化を含め研修プログラムの不断の改善に努める。

2. 在外公館の対応の改善

(1) 在外公館の対応についての外部アンケート調査

【平成14年9月着手, 12月末までにとりまとめ完了】

平成14年度中に一部の在外公館について, 在外公館に対する意見や要望につき, 在留邦人よりアンケート調査を試験的に実施し, 今後の業務に活かす。その結果を踏まえ, 必要であれば来年度以降もこれを継続する。

【在外公館の対応についての外部アンケート調査】

対日本企業支援のアンケート調査については平成15年4月15日に発表。在外公館に対しては, アンケート結果を踏まえて現地日本企業との意思疎通を一層緊密化するよう指示した。
それ以外の項目についてのアンケート調査については, 平成14年12月上旬, 在外19公館にて実施。約1,500通を回収、結果を平成15年4月15日に発表。各館個別のデータ・意見を各公館に送付し、今後の業務に活かすよう指示した。

(2) 在外公館窓口業務体制の改善【実施中】

窓口時間の延長を実施済み。引き続き上記(1)のアンケート調査結果を踏まえ, 一層の改善を図る。

【在外公館における領事業務の改善】

本省及び在外公館領事部の窓口時間延長については在留邦人より好評を得ている。
(本省については, 平成13年10月より9時から17時まで対応。在外公館では, 現在170公館以上で午前9時以前より受付開始。)
領事窓口対応の向上を目的とした「領事窓口担当者会議」を平成14年初めの米国, ブラジルに続き, 同年9月に英, 独, 仏において開催済み。更に, 平成15年3月6, 7日には豪州において大洋州地域の11公館の窓口担当者を招集し開催した。

(3) 大使, 総領事等の領事事務への従事

平成14年夏より若手種・専門職職員を語学研修終了直後から, 約1年間在外公館において領事業務に従事させている。【実施中】

大使, 総領事などの在外公館幹部についても, 領事事務への監督責任を改めて明確にし, 領事出張サービスなどにも参加させる。
【平成14年9月より実施】

【若手I種・専門職職員の領事窓口業務従事】(平成14年度より)

平成14年夏より開始した若手種・専門職職員の領事業務従事は, 開始時の実践的な研修と併せ実施している。具体的な領事事務に携わることを通じ, 領事事務に習熟するとともに, 意識改革の面で大きな成果があると認識している。対象公館については, レビューを実施している。また, 本年夏より新たに館務に就く若手種・専門職職員についても, 領事業務従事に当たり研修を実施している。

【在外公館幹部の領事業務への関与促進】

平成14年9月, 在外公館に対し訓令を発出し, 種々の機会をとらえた在留邦人との積極的な接触, 館内コミュニケーションの強化や緊急事態における館内役割分担の明確化やシミュレーションの実施等緊急時の体制構築, 及び館幹部の領事出張サービスへの参加励行等を指示し, 公館幹部の役割と責任を明確化した。その結果, 在外公館からは, 公館長等幹部が, 例えば現地日本人会や日本人学校等の各種行事に参加する等在留邦人との積極的なコミュニケーションを図っていると共に, 必要に応じ任国(地)政府関係機関に対する邦人保護や活動環境整備等の申し入れを行っている, 更には, 館員の出張や邦人の集まる様々な機会を捉え領事出張サービスが積極的に実施されている。

3. 在外研修員に対する外交旅券の付与の廃止

【平成14年9月付以降の発令者より実施】

在外研修員に対する外交旅券の付与は, 原則として廃止する。

【在外研修員に対する外交旅券付与原則廃止】

在外研修員に対する外交旅券の付与は, 原則として廃止することとした。(ただし, 派遣対象国45ヶ国のうち6ヶ国については, 外交旅券の廃止により研修の実施に重大な支障を来すおそれがあることから, 廃止の例外とした。)

4. 法令の遵守（公務員倫理法・同規程及び現地法令の遵守・尊重）

国家公務員倫理法・倫理規程の遵守及び在外公館における現地法令の尊重について、省員に改めて周知徹底する。【直ちに実施】

【国家公務員倫理法・倫理規程の周知徹底】

在外赴任前研修の機会等を活用したケーススタディーによるきめ細かい指導等を通じて倫理法，倫理規程の周知徹底を図っている。
また，在外公館に対し，国家公務員倫理法，倫理規程の遵守及び現地法令の尊重を求める訓令を発出済み。

5. 言葉遣いと夫人間の関係

在外公館において，館員の配偶者の果たすべき役割は重要であるが，配偶者間に上下関係がないことを再確認する。また，職員の言葉遣いの改善についても改めて周知徹底する。
【直ちに実施】

【配偶者の役割等についてガイドライン作成】

上記在外赴任前研修の機会等を通じ，館員配偶者の間には，上下関係がないことを再確認している。また，館員の配偶者が種々の在外公館の活動に積極的に参加することは，わが国の外交活動との関係からも重要な意義を有するところ，配偶者の役割等についてのガイドラインを作成し，全在外公館に送付し，その周知徹底を図っている。

III . 人事制度の再構築

1 . 競争原理の徹底・職員の淘汰

(1) 種職員の自動的な昇進の廃止【直ちに実施】

種職員の大半は、これまで特段の事情が無い限り、ほぼ同期一律で11級まで昇格してきたが、今後は、これを廃止し能力本位の原則に基づき、より厳しい昇格審査を行う。特に、11級及び10級への昇格については、原則として特定の管理職ポスト(11級については重要課長相当ポスト、10級については課長相当ポスト)への昇任を条件とする。(本省の課長相当ポストに昇進しない者については、9級までで昇進がストップすることになる。)その過程で10級に昇格しなかった職員について、その後の研鑽如何では昇進する可能性(セカンド・チャンス)を残し、組織の活性化を図る。

【競争原理の徹底】

種職員の10級への昇格につき、課長相当ポストへの昇任を条件とする等、明確な差が認められる運用とすることとした。昇格審査の結果10級に昇格しなかった職員に対するセカンドチャンスについては、実際の人事運用の中で実施中。

(2) 専門職、種職員のキャリア・パス(異動・昇進コース)【直ちに実施】

専門職職員は、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易などの専門家として養成され、活躍することが期待されている。キャリア・パスを設け、今後、一層その能力を活用するため、成績優秀な者については大使館の政治部長等のポストへの任用等を積極的に行っていく。また、特定の専門分野に加えて管理能力も備えていると認められる職員については、若いうちから首席事務官等のポストに任用し、訓練を施し、大使・総領事や本省幹部への昇進の機会を積極的に設けていく。種職員についても、誇りを持って仕事に励みうるような体制づくりを行う。具体的には、会計、情報通信(IT)、領事、総務・渉外等、主に四つの分野で専門家を養成し(但し、この四分野に限るものではない)、語学を含めた研修を強化する。また、本省では係長や課長補佐、更には室長、在外公館では管理部長や情報通信部長などの地位に昇進させ、特に優秀な者については公館長にも抜擢する。

【人事当局の体制整備】

人事課において専門職職員の人事をきめ細かく見れるよう、担当者を1名増員し、計3名体制とした。特定の専門分野に加えて管理能力も備えていると認められる専門職職員については、若いうちから首席事務官等のポストに任用していくことについては、実際の人事運用の中で実施中。人事課において種職員人事をきめ細かく見つつ、III種職員がキャリア・パスを築けるよう、担当者を3名増員し、計5人体制とした。

(3) 大使の任用

適材適所の原則の下、最適の人材を大使に任用するため、省内での競争を強化するとともに、省外からの適材の発掘に努める。【直ちに実施】大使任用に当たっては、厳格に能力・資格を審査すべきであり、種職員については、本省の課長ポストを経験しなかった者は原則として大使に任用しない。(注:本省の課長ポストには、中央官庁の課長は含まれる。)【直ちに実施】外務省専門職職員からの大使任用に当たっても、同様に厳格に能力を審査するが、「変える会」最終報告書の提言(経過措置として大使ポスト2割程度を専門職)に沿って、管理能力を備えた優秀な専門職職員については、課長相当ポストを経験させた上で、これまで以上に積極的に大使に任用する。【直ちに実施】課長等の中堅職員についても、能力・適性に依じて大使に任用する。【直ちに実施】外部の有能な人材の大使任用については、平成14年2月以降、今夏までに、本省幹部及び大使等に外部の有能な人材10名を任用する方針を明らかにし、実績を上げてきているが、今後、最終報告書の提言(「目安」として今後3年以内に主要国を含む大使ポストの概ね2割に外部の有能な人材を任用)に沿って、これまで以上に積極的に外部人材の大使任用を行う。【直ちに実施】

【専門職及び外部人材の大使への任用】

大使については、外部からの人材の任用と専門職からの任用の双方について、最終報告書の内容に沿った人事運用を行うこととしたほか、種職員については、本省の課長ポストを経験しない者は今後原則として大使に任用しないこととした。「行動計画」策定後、新たに専門職職員については12名、外部人材からは9名を大使に任命した。

【外部人材の積極的起用】

本省・在外ポストに民間人等を起用する際の基準を他省庁に先駆けて策定。平成14年4月以降、本省幹部及び大使・総領事に外部から21名を起用した。(平成15年8月1日時点での外部からの本省幹部・大使等は計26名)

更なる改革措置:大使の人的体制の強化・外部人材の積極的起用

大使の人的体制は、「行動計画」に示された目標に向けて着実に前進・強化されてきており、今後ともこのような努力を継続・促進していく。外務省の多様な組織文化を育てていくために、今後とも引き続き、有能な外部人材の起用に努めていく。

(3) 大使の任用(続)

外部の有能な人材の大使任用の過程で、「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」の見直しを行う。

【直ちに検討に着手,平成14年12月末までに結論】

「変える会」最終報告書の趣旨を踏まえ、「大使人事選考委員会」を設ける。(同委員会の構成及び具体的役割について早急に検討し,結論を得る。)

【直ちに検討に着手,平成14年12月末までに結論】

【外務人事審議会における大使人事選考業務の開始】

平成15年4月までに所要の政令改正を了し、外部人材の発掘・審査など外務人事審議会の所掌事務を拡大した。これに伴い、新たな委員を2名増員することにより、同審議会の体制を整備し、既に、大使任用候補者の適性審査の業務を開始している。同審議会が、新たな業務を適切に行っていくための一助として、今般、大使が果たすべき役割(ジョブ・ディスクリプション)を明文化した。

更なる改革措置：外務人事審議会における大使人事選考業務の実施推進

外務人事審議会がその新たな職責を十分に果たしていけるよう、外務省として同審議会のサポート体制を引き続き整備していく必要がある。

同審議会の大使人事選考業務が進む過程において、審議会のメンバー構成や個々の委員に期待される役割についてもレビューし、必要な見直しを進めることとする。

外務人事審議会においては、大使人事選考業務を行う中で、「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」についても議論を行っている。

大使の業績について、その活動実績について厳格な評価を毎年行い、下からの評価とあわせ、総合的に判断し、その後の人事に反映させる。【直ちに実施】

また、3年後に大使人事の運用状況の検証を行う。【3年後に実施】

評価方法は、「変える会」最終報告書の提言をベースとして更に詳細を詰める。

【直ちに検討に着手,平成14年12月末までに結論】

大使の任期については3年を一つの目処とし、任国の事情や業績を見つつ判断する。【直ちに実施】

省外から大使を任用する際には、研修及び事前ブリーフィングを含め必要な支援体制を整える。【直ちに実施】

【大使の業務実績評価等】

大使の業務実績評価及び勤務評定については、人事当局の判断に加え、本人の自己評価及び所管局長による業績評価も併せた新たな制度を導入し、平成15年度より実施している。なお、平成9年から実施している「在外公館勤務状況調査」には、従来より在外公館幹部に対する館員からの評価に関わる情報も含まれているが、今般、調査等の項目を見直し、下からの評価としての機能を一層充実させた。

【大使任期】

「行動計画」に示した方針を実際の人事運用の中で実施中。

【省外からの大使任用の際の支援体制】

在外赴任前研修において危機管理等につきケーススタディによるきめ細かい指導を実施している。また、赴任前に任国情勢等について関係各課より省外からの大使に対して個別に入念なブリーフを実施している。

(4) 大使の再就職【直ちに実施】

特別職である大使の再就職について、国家公務員法第103条及び人事院規則「営利企業への就職」に規定された基準を準用する。

【大使の再就職の基準】

一般職の国家公務員に適用される基準の準用を制度化すべく、「特命全権大使等の営利企業への再就職に関する訓令」を策定し、平成14年12月1日より施行している。

(5) 国際機関への出向、外部との人事交流の拡大

【直ちに受け入れ側との間の協議を開始】

国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流など、今後さらに外部との交流を進める。この交流に当たっては、若手職員クラスから幹部職員まで幅広い交流の促進を図る。また、将来的には、課長昇進前には国際機関への出向ないしは他省庁等への出向を経験するような人事政策を行うべく、今後、ポストの拡充を図る。

その一環として毎年10名目標に若手I種・専門職職員を地方自治体に出向させる。

【国際機関への出向促進、外部との人事交流の拡大】

国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流などについては、実際の人事運用の中で実施していく。

現在3名を地方自治体に派遣中。

(6) 事務次官ポストの在り方【直ちに実施】

事務次官は省の事務方の最高ポストであり、その任期については、ある程度長期にわたることが望ましく、少なくとも当面は改革の重要性に鑑み、その任期について3年を目途とする。事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、あくまで適材適所の観点に立ち、公正・厳格に判断する。

【事務次官ポストのあり方】

事務次官ポストのあり方については、外務省の意思決定プロセス、大臣のサポート体制を含め、外務省改革を進める過程において、引き続き注視すべき重要なポイントの一つである。今次改革においてまず求められているのは、大臣を中心とした意思決定プロセスの強化であり、事務次官ポストのあり方についても、外務大臣のリーダーシップの下、「行動計画」に示された方針を実施していく。

2. 公平性，客観性，透明性，予測可能性のある人事制度の確立

(1) 公募制の拡充 【直ちに検討着手，平成14年12月末までに作業完了】

平成14年8月に行われた初めての公募制に基づく人事異動の結果（注）を踏まえつつ、今後も公募制の対象ポストをさらに拡充し、実施方法についても公募条件の緩和等、より多くの職員が公募に応じられる方向で改善する。（注：8月1日に発表された省内公募の結果、計21のポストに応募者が任用され、その中には専門職職員の本省課長への任用も含まれている。）

【公募制の拡充】

平成15年度省内公募制では、本省・在外を含む100ポストを対象に実施することとし（前回公募ポストは50）、その実施にあたっては公募要件（現部署での在職期間の短縮、応募資格等級の引下げ等）を緩和した他、一部の療養地ポストと先進国ポストをパッケージとする等して、より多くの職員が公募に応じられるように配慮した結果、平成14年12月から平成15年3月末までに71ポストに対して185件の有効な応募があり、うち41ポスト43名につき応募者の中から適任者が選考された。

(2) 評価制度の改善 【直ちに検討に着手，平成14年12月末までに作業完了】

平成13年初めて実施された部下から上司への評価制度について、平成14年の実施結果を精査し、評価者、被評価者の範囲及びその形態の見直しを含め、その拡充を図る。また、自己研鑽を奨励するため、研鑽の成果を人事当局に提出、その成果を人事評価の要素とするなどの措置をとる。

【管理者評価制度の改善・拡充】

平成13年度初めて導入・実施された管理者評価（部下による上司の評価）については、平成14年度の実施にあたり、評価者を入省8年目以降から入省5年目以降に拡大するとともに、被評価者の範囲を現行の課長までより局長までへ拡大することとした上で実施した。また、より効率的な評価実施のため、省内LANを利用した電子システムを導入した。

(3) 特定語学研修職員に関連する人事配置【直ちに実施】

大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組合せるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのないようにする。

【特定語学研修職員の人事配置】

「行動計画」の方針について、実際の人事運用において考慮している。

(4) 子弟の採用

現職職員の子弟の採用については、これまでも子弟であるか否かに関わりなく、公正な試験により適材を採用してきたが、今後も引き続き厳正な選考を行う。

【厳正かつ公正な選考】

I種職員の採用については、子弟関係を配慮した採用があったのではないかとの疑念を外部から招いたことを踏まえ、職員の採用方針を更に明確にし、厳正かつ公正な選考を通じた職員の採用を行うことを徹底していくこととした。

3. 研修制度の抜本的強化

更なる改革措置：研修の不断の改善

研修のニーズを的確に把握するための調査を一層充実化し、合理化を含め研修プログラムの不断の改善に努める。

(1) 在外赴任前研修【平成14年8月より実施】

より実務に直結した研修を管理職職員も含めた形で行う。その第一歩として、平成14年8月から在外公館長を含む在外公館赴任予定者に対して、危機管理を含む事項について集中研修を実施する。

【在外赴任前研修の新設】

緊急時対応を始め、在外公館業務に関する各種マニュアル等の内容の習得や応用問題への基本的な対応方法を身につけさせることを目的とし、在外赴任予定者等を対象にケーススタディー形式の在外赴任前研修を実施し今後もこの様な研修を継続する（平成14年8月以降平成14年度末までに、5回実施。平成15年度第1回を8月5日～6日実施予定。）

【外務省開発セミナーの新設】

国際的な開発課題や我が国のODAに関する経済協力担当官に対する5日間の集中研修。第1回目を平成15年8月4日～8日まで実施予定。

(2) 学位の取得，語学力の向上

入省後の在外研修は語学力の向上を主な目的としているが、主に英語圏の研修員については、学位取得（MA等）を原則とする。【直ちに実施】

種・専門職職員双方が英語とそれ以外の専門語を研修する制度に変更することの適否につき早急に検討する【直ちに検討に着手、平成14年度中に結論】。また、公館長を始めとする在外赴任者が、自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修を拡充する。【平成15年度予算要求に反映】

【省員の実力強化のための研修の拡充】

在外研修要領を改訂し、英語圏の研修員については、MA等の学位取得を原則とすることを明確に定めると共に、同要領に則り研修機関の選定を行っている。

外務省の業務には英語の能力が不可欠であるが、現在、I種・専門職職員には2～3年間の在外語学研修の機会が与えられており、非英語研修員については、夏期休暇中の英語習得のためのサマースクールへの参加等を奨励している他、在外語学研修後の夏期英語集中研修や語学通信添削等の機会も提供している。特殊語学研修者に対しては人事の運用にて英語圏に勤務させるよう更に配慮することとする。

館長又は次席として赴任する本省職員を対象とした語学研修（第6部研修）の機会を拡充することとした。また、第6部研修とは別途に在外への発令又は内示を受けた職員を対象として実施している職員赴任前語学研修については、積極的な活用を省員に奨励すると共に対象語学についても拡大する。

各省庁からの在外公館への各省庁出向者を対象とした第5部研修では、平成15年度より非英語研修員に対する英語の短期集中研修を導入している。

(3) 職員の専門家能力向上のための支援【直ちに実施】

I種・専門職職員については、外交政策ペーパー（企画案）の作成や省員有志による勉強会への参画を奨励する。特に、専門職職員については、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易など分野別の専門家としての能力向上のため、研究課題を各々に与え、研究会などの場で成果を発表する機会を与える。国際関係の講座のある大学で、それぞれの専門分野を活かして講師を務める等、大学その他の研究機関との連携を強化する。

【地域研究会の実施】

国際情報局主催でアジア、欧州、中南米、中東に関する地域研究会を実施中。また、「省内LANインフォメーション・ボード」にて幅広い参加者を積極的に募集している。

【中間研修の強化】

職員の専門性向上の観点から、中間研修制度の効果的な運用を図ることとした。また、大学その他研究機関との連携を強化すべく、大学等と協議していく。

(4) 種職員の研修の拡充

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

種職員の語学力向上は緊急の課題である。このため、本省及び在外での研修の抜本的な強化を図る。

【III種職員の研修体制整備】

種の在外語学研修については、語学研修状況（含む、中間試験結果等）を可能な限り頻繁に報告させると共に、一般語学研修への官費補助、特殊語学研修手当等、既存の枠組みの更なる活用を奨励する訓令を発出済み。

(5) 研修中の名称【直ちに実施】

在外研修期間中、種職員と専門職職員はともに外交官補に発令する。

【在外研修中の名称】 現在、研修中の専門職全員に対し平成14年9月1日付けで外交官補の発令済み。

4. 人事にかかる体制の見直し

人事当局の体制を大幅に強化する。特に、最も人数の多い種職員について、より定期的かつ木目の細かい人事を行う体制を整備する。【直ちに検討に着手、平成15年度概算要求に反映】

地域調整官などシニアな専門職職員により大きな権限と責任を付与するため、現行の総務班制度の在り方を見直す。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【人事当局の体制の強化】

人事当局の体制強化の一環として、平成14年12月よりIII種職員人事担当者を従前の3人体制から5人体制とする等、よりきめ細かい人事を行う体制を整備した。

昨年11～12月にかけて総務班制度の問題点と課題を整理の上、省内における意見聴取を実施した。とりまとめた回答を基に、基本的考え方を示した回章を配布した。現在各課においてとられた改革措置を取りまとめている。

5. 業務の合理化等

外務省の定員については、主要各国の外務省と比較しても少ない陣容であるので、増大する業務量に適切に対応するためにも、

(1) IT化及びアウトソーシングを進めるなどして業務の合理化を図る。

【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】

(2) 平成15年度以降の定員要求等を通じて、引き続き、定員の適正配置の推進を含め、人員面での体制強化に努める。

【平成15年度概算要求に反映】

【IT化の推進】

平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上。(14年度予算は約117億円) 「e-外務省構築基本構想」を策定し、ITを活用した業務改革を推進。(XIII.1.参照)

【定員要求】

平成15年度要求の結果、政府原案において27名増員が認められた。

更なる改革措置：人員面での体制強化

平成16年度定員要求では、以下の2項目を中心に定員増を図っていく予定。
海外における危機管理・邦人安全対策の推進(在外領事・警備等)
新たな課題への対応(FTA・イラク・北朝鮮・テロ対策等)

6. 休暇制度の見直し

休暇帰国制度等について、民間の制度・慣行を調査の上、見直し作業を行う。
【直ちに調査に着手、平成14年12月末までに結論】

【休暇制度の見直し】

休暇帰国については、従来60日となっていた上限を既に原則30日(但し、勤務・生活環境が厳しい一部の途上国は45日)に短縮している。また、健康管理休暇については、勤務・生活環境が厳しい一部の途上国において、民間企業の制度に準じて期間は短縮し、頻度を高くする方針に基づき、平成15年度予算政府案が計上された。不健康地の対象公館については、今後とも必要に応じて見直しを行う。

IV . 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）

1 . 包括的保秘対策の構築 【直ちに実施】

各種情報活動に対する対策を構築する。
各種研修等の拡充を通じ全職員に保秘に対する指導・教育を徹底する。
保秘専門家を育成する。

【保秘マインドの周知・徹底】

保秘マインドを強化するため、館長・次席等に対する赴任前ブリーフ、在外公館査察・各種研修等において保秘対策の重要性を周知徹底している。

在外公館に対し訓令を発出し、館内会議や着任時のブリーフィング等の機会を捉え、館員の保秘マインド向上を図ると共に、在外公館に勤務する者が保持すべき共通認識を改めて周知徹底している。

然るべき保秘専門家を早期に採用する方向で調整済み。

2 . 以下の方針に基づく秘密保全規則の大幅改訂 【直ちに検討に着手、平成14年10月末までに実施】

- (1) 秘密（秘・極秘）指定区分の再定義
秘密指定区分は、情報公開法第5条（不開示情報6項目）と連携させながら再定義する。また、秘密指定区分上の位置づけが曖昧な「取扱注意」を廃止する。
- (2) 秘密指定期間の創設
文書保存期間とは別に「秘密指定期間」を創設し、それぞれの秘密文書について定期的に秘密指定解除の要否を見直す。
- (3) 省外への秘密情報提供に関する統一的ルールの確立
守秘義務を負わない省外（含：国会議員）からの秘密情報の提供依頼への対応に関して統一的ルールを創設する。同ルールにおいては、守秘義務を負わない省外への秘密情報の提供は、秘密指定解除を終えたもののみとすることを原則とし、また、秘密指定解除における秘密指定権者の役割を明確に定める。
- (4) 秘密漏洩調査体制の強化
秘密漏洩の事実又は疑いが生じた場合の調査のため、官房長を長とする「秘密保全委員会」（仮称）を新設する。また必要に応じて保秘状況の定期・臨時検査を行う。
- (5) 秘密漏洩者等に対する措置
秘密漏洩に関する部内調査の結果、秘密漏洩の事実が確認される場合、本人に加え、関係法令上適当であれば監督責任のある者についても処分等の必要な措置をとる。

【秘密保全規則の改訂】

行動計画の方針（左記（1）～（5））に則った秘密保全規則の改訂作業を平成15年7月14日に了した。規則改訂と並行して進めている運用細則の作成についても最終調整の段階にあるが、右完了次第、8月中に省内及び在外公館に新しい秘密保全体制を周知徹底する予定。

3 . 情報開示に向けた取組

多くの国民やメディアが関心を有する外交方針、外交政策については、その理念、目的、立案に至った経緯、期待される効果などについて、ホームページ等を利用し、一層積極的に説明する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】

外交政策に関する重要文書（ただし、国会上程前の条約・法律案は除く）が政党に提出された場合、自動的に公開する（ホームページ掲載）。【直ちに実施】

【ITを利用した広報広聴体制の強化】

従来、電子化されていなかった種類の文書も広くコンテンツ化しWebサイトに掲載し、ITによる情報発信の強化を図っている。具体的には、国民の関心の高い日朝関係、イラク情勢等の外交問題をトピックスとして特集した。また、外務省職員に対するインタビューを掲載する「聞きたい！知りたい！外務省」や「省員近思録」を新設した他、海外安全ホームページの大幅拡充等を行った。

〔上記以外の措置については、「VIII.広報広聴体制の再構築」参照。〕

V. ODA の効率化・透明化

1. 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策

無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会を経済協力局長の下に設立する。【平成14年12月末までに結論・設立】

無償資金協力の企業選定は、原則一般競争入札とする。【実施中】

平成14年7月9日に発表した「ODA改革・15の具体策について」に沿って、外部監査を拡充する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】

無償資金協力予算については、その効率的執行を確保するため、引き続き繰越明許費の要求を行う。【実施中】

JICAにおける「環境配慮ガイドライン」を改訂し、これに則り援助を行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

2. ODAの評価を拡充し有効性を検証するための施策

経済協力局評価室の移管を組織見直しの一環として検討する。【平成14年12月末までに結論】

7月9日に発表した「ODA改革・15の具体策について」に沿って、第三者の視点を入れた評価を実施する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】

NGOや国際機関との合同評価については、一層拡充する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】

被援助国政府・機関による評価の拡充に努めることとし、評価レターとして一定のフォーマットを採用することにつき検討する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

現行の食糧増産援助制度については、廃止も念頭に抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【「無償資金協力実施適正会議」の設置・開催】

金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGOからなる「無償資金協力実施適正会議」を立ち上げ済み（平成14年12月10日、川口大臣より発表）。平成15年2月4日に第1回会議、3月4日に第2回会議、4月11日に第3回会議、5月9日に第4回会議、7月18日に第5回会議を実施。

【無償資金協力の企業選定の原則一般競争入札化】

従来より実施中。

【外部監査の拡充】

拡充内容を立案し平成15年度予算案に反映済。契約認証業務の監査の実施のための手続きを行っているところ。また、草の根・人間の安全保障無償については、300万円以上の案件について外部監査を原則義務化し、順次実施済み。

【効率的執行の確保】

無償資金協力予算について、平成14及び15年度についても繰越明許費の要求を行っている。

【「環境配慮ガイドライン」の改訂】

平成14年12月3日より14回にわたり改訂委員会を開催（第15回改訂委員会は8月21日開催予定。議事録はホームページで公開）。委員会におけるNGOや有識者の意見を踏まえ作業中。

【政策評価の実施体制の強化】

経済協力局の政策評価を担当する部署を大臣官房に移管の上、「考査・政策評価官室」に一元化し、政策評価の実施体制を強化した。

【第三者評価の強化】

第三者評価の強化については実施済。平成15年度予算に反映済。（ODA評価関連予算（含むJICA分）を平成14年度の23.3億円から24.8億円に増額。）

平成15年度より、個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって、当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるもの及び有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策について、事前評価書を作成・公表する。

【NGOとの合同評価の実施】

NGOとの合同評価を2件実施済。
・フィリピン保健分野における外務省・NGO共同評価
・技術協力事業におけるマルチ・バイ協力

【被援助国政府・機関による評価の実施】

被援助国政府・機関による評価を拡充し、平成14年度、14ヶ国において被援助国機関によるプロジェクト評価を実施済み。また、平成15年5月、「被援助国政府・機関による評価」の実施要領を作成し、関係公館に配布した。

【食糧増産援助の抜本的見直し】

見直しのための調査団を派遣し、農業については原則として供与しないこととする等抜本的な見直しを行い、平成14年12月26日に発表済。平成15年度予算案においては、対前年度比で60%の削減を行った。（平成14年度予算：127.72億円 平成15年度予算：51.04億円）平成15年7月からNGO他との意見交換を新たに開始している。

3 . 円借款の債権放棄に関し , 国民への説明責任を果たすための施策

円借款供与の検討・決定に際し、債務返済能力を始めとした被援助国の経済・財政状況の検討を一層厳格に行う。その検討結果については、供与の決定を行った翌年度にODA総合戦略会議に報告し、同会議の検討を踏まえて更なる改善を図る。

【直ちに検討に着手、平成15年度から実施】

債務救済について、外務省、財務省及び経済産業省の三省を中心に、その在り方について検討し、早期に結論を出す。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【債務返済能力審査のあり方等に関する検討】

債務返済能力の審査のあり方等についてJ B I Cと検討中。

【債務救済のあり方】

重債務貧困国等に対する国際的な枠組みに基づく円借款債務の救済について、従来の債務救済無償に代えて、J B I Cが債権を放棄する方式をとることとした。(平成14年12月10日、川口大臣より発表。)

4 . ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策 【本年9月末までに実施】

平成11年11月の閣議口頭了解により設置され、定期的に開催されている、政府開発援助連絡協議会のプロセスを利用するなど、ODAの効率的実施のため、関係省庁の機能・役割の調整につき意見交換を行う。

【関係府省間の連携強化】

平成14年9月18日、平成15年3月12日及び8月19日、各府省局長クラスからなる政府開発援助連絡協議会を開催。各府省のODA予算、政府開発援助の見直し等について意見交換を行い、ODAの効率的実施のための連携を深化させた。

平成14年10月30日、平成15年1月10日及び同年3月6日、各府省課長クラスからなる政府開発援助連絡協議会幹事会を開催し、各府省間の連携の具体的方法、政府開発援助大綱の見直し等について意見交換を行った。

平成14年11月28日、平成15年2月20日及び4月25日、関係府省課長クラスからなるODA評価連絡会議を開催し、政府全体としての評価のあり方等について意見交換を行った。

平成14年12月3日及び平成15年2月20日、関係府省課長クラスからなる技術協力関係府省連絡会議を開催し、国際協力事業団(JICA)の独立行政法人化、技術協力における府省間連携のあり方等について意見交換を行うとともに、個別の事項に関しワーキング・グループを開催し、担当省庁と意見交換を行っている。

平成14年11月18日、平成15年1月10日、2月27日、3月28日、4月25日、6月16日及び7月31日に関係府省及び各実施機関による資金協力連絡会議を開催し、ODAのみならず、他の公的資金協力、貿易保険等我国が行っている様々な形での資金協力について意見交換を行った。

関係府省間の会議をより頻繁に開催すること等を通じて府省間の連携強化に努力している。

更なる改革措置：ODA 大綱の見直し

平成15年3月14日、対外経済協力関係閣僚会議が開催され、小泉総理の出席も得て、関係閣僚間で、「政府開発援助大綱の見直しについての基本方針」が決定された。右基本方針に従い大綱見直し作業を進め、7月9日に政府開発援助大綱の政府原案を公表した。8月8日まで、パブリック・コメントに付した。また、東京、大阪及び福岡の3カ所で、公聴会を実施した。これらの中で出された意見等については、外務省の考え方を付した上で公表する予定。

今後、パブリック・コメント等を踏まえ、対外経済協力関係閣僚会議における審議を経て、8月中に最終的な結論を得る。

VI . 外務省予算の効率的使用・透明性の確保

1 . 予算執行の効率性・透明性の確保 【直ちに作業に着手，平成14年12月までに結論。可能なものから平成15年度予算要求に反映】

予算執行の効率性と透明性を確保するため，予算の内容が行政需要に見合うものになっているか，支出手続に改善すべき点がないか等について再点検する。

【予算執行の効率性と透明性の確保】

平成15年度概算要求においては，来年度の重点外交課題の推進や外務省改革の実施のために必要な経費を中心にメリハリをつけた。また，国際機関への拠出金については，実状を個別に精査して必要額を計上するとともに，外国出張旅費等について必要額を増額要求し，平成15年度政府予算案では，概ねこれら趣旨が反映されている。

平成15年度の予算の執行に当たっては，事前に執行計画のヒアリングを行い，優先順位を踏まえた効率的な予算執行を図っている。

支出手続に関しては，在外公館等における需要に対応し，真に必要なキャンセル料等は庁費より支払うよう改善を実施した。

平成16年度の予算要求においても，「国家・国民の安全の確保」，「国際の平和と安定のための『日本発外交』」，「豊かな世界と日本の繁栄のための外交」及び「連帯と共感をめざした文化外交」という4本柱からなる重点外交政策を積極的に展開するために必要な予算等を確保すべく要求していく。

2 . 報償費に関する説明責任の範囲に関する措置 【直ちに実施】

報償費については，その説明責任を高めるため，基本的に以下の目的に従って使用することを明らかにしてきている。事前決裁に当たっては，このような目的に適った使用であるかを一層厳格に審査を行う。

- (1) 不断の努力によって造られた信頼関係に裏打ちされた人脈を基礎としての的確な情報収集のため。
- (2) 外国との交渉や我が国にとっての外交関係を円滑かつ有利に展開するため。
- (3) 国際会議等での我が国の議論を正しく理解させるよう，会場の場で様々な関係者に働きかけるため。

また，報償費の具体的な使途を明らかにできないとの制約に鑑み，報償費の適切かつ効果的な使用を一層確保するため，監察査察制度を含む厳格な事後チェックを徹底するとともに，使用の目的や理由を記載した決裁書や関連証拠書類は，引き続き会計検査院の検査を受けるものとする。

【報償費の適正使用の確保】

報償費については，基本的な使用目的については明らかにしているが，使途の公開は，その性格に鑑み20年後であっても困難である。「行動計画」にあるとおり，事前の厳格な審査，及び事後のチェック・会計検査院による関係書類の検査を通じ厳正かつ適正な使用を図っていく。十分な時間的余裕をもった事前決裁につき，省内に更に徹底すべく，平成14年12月，会計課長から各局課に回章を発出した。

更なる改革措置：情報公開手続への適正な対応

報償費についての情報公開請求に対しては，情報公開審査会への諮問等を通じ適正に対応していく。（不開示決定に対し不服申立があったものについては，既に情報公開審査会に諮問済み。）

3. 調達の見直し・会計処理の一元化の推進 【実施中】

予算執行の一層の適正化を確保するため、
- 平成14年7月時点で、原則として会計課での調達の一元化を実現した。
- 一般競争入札を一層徹底する。

【調達の一元化】

調達の一元化の実施を通じ、入札等の競争性の高い調達に努めている。
・ 国際会議や青年招聘等においても新たに一般競争入札を実施。
・ 会計課において見積合わせを実施。
・ 随意契約の場合は、その理由を厳格に審査。

4. 監査の強化 【実施中】

会計監査を今後更に充実させる。昨年来、検事を監察査察官に、また公認会計士を監察部局に任期付き任用制度の下で職員に採用しながら、監察査察制度を整備し、さらに、公認会計士等外部専門家の参加を得ながら在外公館に対する特別集中査察を実施してきている。
今後ともこれら外部人材の協力を得ながら、省内の部局に対する監査の着実な実施と全在外公館を対象とした特別集中査察の実施を促進する。

【会計監査の充実】

監察については、テストケースを含め本省内9部局に対して実施済。
特別集中査察については、平成13年9月以降、計31回97公館について実施済。抜き打ち査察については、どのような方法が有効であるかを考慮しつつ、必要に応じて実施する考え。

5. 研修の実施 【実施中】

適正な会計処理を確保するために、本省及び在外の会計担当官の研修を一層充実させる。

【会計研修の充実】

新入職員や在外勤務中の会計担当官・首席事務官等への研修に加え、昨夏から開始した在外公館赴任前研修においても、在外会計に関する研修を実施するなど研修を強化。

在外公館における適正な会計処理を確保するため、出納官吏会議の開催等を通じ、会計指導体制を強化。

調達の一元化や検査職員の充実等の改善措置を契機に整備したマニュアル等を平成14年11月1日より省内ホームページに掲載した。改訂・新規整備が必要なマニュアル等についても随時掲載予定。

6. 決算の充実 【直ちに実施】

決算については、従来より内閣に対し独立の地位を有する会計検査院による検査を受けている。外務省においては、外部専門家の参加を得た監察査察の実施等によっても予算執行の事後のチェック機能を強化している。今後、総合外交政策局と大臣官房が連携して政策評価を実施し、翌年度予算の効率的・効果的な編成を目指す。

【予算執行の事後チェック機能の強化】

憲法、財政法等の関連法規により国の機関の決算は会計検査院が行うことと定められている。他方、外務省は、監察査察室に任期付き採用制度を利用して公認会計士3名を採用しており、本省監察や在外査察に関与してもらうことにより事後チェック機能を強化している。

VII. NGOとの新しい関係

1. NGO諸団体への職員派遣

NGOとの関係強化と職員のNGOについての理解を深めるため、

- 今春、若手種・専門職職員をNGOに派遣した。
【既に実施】
- 幹部職員のNGOへの長期派遣を開始した。【既に実施】
- NGOの協力を得て、50名程度の外務省職員をNGO諸団体に派遣する。

【NGO研修の実施】

職員が多様な経験を積むことで職員の意識改革を徹底する措置の一つとして、他省庁に先駆けて平成14年より開始している。平成14年11月から平成15年2月にかけて関東NGOのアンプレラ団体である「国際協力NGOセンター（JANIC）」傘下の複数のNGOに順次職員を派遣している（現在までに49名の職員が17団体に派遣された）。また、本研修の一環として平成14年11月7日にNGOの参加も得て、オリエンテーションを実施した。

更なる改革措置：NGO研修の拡充

職員の意識改革を徹底し、職員が多様な経験を積むための措置の一つとして平成14年度より開始されたNGO研修につき、更に研修効果が上がるよう所要の強化・改善策を講じる形で、平成15年度「NGOインターンシップ・プログラム」の実施要領を策定した。7月より順次職員をNGOに派遣していく。平成15年度は前年より派遣期間延長し、2週間～1箇月程度20名の外務省職員を各NGOに派遣する。更に在外NGO研修も開始する。）

2. NGOとの連携の実施

省内にNGO担当大使を設置し、NGOと外務省との連携の推進や共通課題への方針を統括させる。【速やかに人選の上、平成14年秋までに任命】

省内のNGO連絡センターを一層拡充し、NGOに対する窓口機能やNGOへの情報発信機能を向上させる。【平成14年10月末までに実施】

7月9日の「ODA改革・15の具体策について」における「NGOとの連携」に盛り込まれた諸措置を実施する。【直ちに実施】

ホームページやメールマガジン等を一層利用してNGOへの情報発信機能を向上させる。

【NGO担当大使の設置】

平成14年11月8日付で五月女・前駐ザンビア大使をNGO担当大使に任命し、NGOと外務省の意見交換・情報交換の機会に外務省を代表して参加するとともに、NGOとの対話・協力の機会が多く予定される国際会議等に関しても、NGOの参加を容易化・促進するための側面支援を行うこととした。

【NGO連絡センターの機能拡充】

NGO連絡センターの機能を拡充すべく、NGO連絡センター長にNGO担当大使が就任すると共に、同センター長の下に専任の補佐を置く体制とすることとした。

【NGO・外務省定期協議の強化・拡充】

従来のNGO・外務省定期協議会を強化・拡充し、平成14年度から全体会議の下に、NGO支援策、ODA政策を協議する2小委員会を創設。NGO支援策に関する小委員会については、3回の会合（平成14年11月、平成15年3月及び7月）を開催。ODA政策に関する小委員会については、2回の会合を開催（平成14年12月及び平成15年7月）更に全体会議を開催すべく準備中。

3. NGOとの懇談会【直ちに実施】

NGOと関係を有する各局課において懇談会を実施し、政策形成過程においてNGOの意見を聴取する体制を整える。

【NGO定期協議会の開催】

これまでにカンボディア、ミャンマー、アフガニスタン等の12ヶ国のわが国大使館においてNGOとの定期協議会（「ODA大使館」）を開催した。

4. NGOの活動支援基盤整備 【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】

「ODA改革・15の具体策について」に掲げられているNGOの活動支援基盤整備のための施策を実施する。

【NGOの活動支援基盤整備策の実施】

日本NGO支援無償資金協力（平成14年6月に導入）及び草の根技術協力（平成14年7月に導入）を実施中。

平成13年度より保健・医療，教育，農業の3分野においてわが国NGOの専門性の向上のための研究会を外務省主催により実施している。

平成11年度より実施している「NGO相談員制度」及び「NGO専門調査員制度」を平成15年度については、NGO相談員18団体及びNGO専門調査員9名選定し、8月以降順次業務委託開始予定。

更なる改革措置：NGO支援策の拡充

わが国NGOスタッフの能力・専門性向上を目的としたキャパシティ・ビルディング研修を、平成13年度は、米国NGO、平成14年度は英国NGOの協力を得て実施した。平成15年度においても、引き続き欧米NGOの協力を得て実施すべく準備中。

平成15年度より、特定の国・地域におけるわが国NGOの活動能力向上や、ODAとの具体的な連携を目指した国別NGO研究会を新設、15年度はスリランカを対象として実施すべく準備中。

VIII . 広報広聴体制の再構築

1 . 広報体制の拡充【直ちに実施】

(1) 広報戦略策定に関する報道官の機能の強化

外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての外務報道官の位置づけを明確にする。また、外務報道官を省内の重要政策協議に参加させるとともに、各局部の外務報道官への支援体制を強化する。
このため、各局で審議官クラスを報道・広報戦略担当者に任命し、これらの者が政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援する。

【政策決定部門と広報部門との連携強化】

すでに省内各局部審議官クラスを報道・広報戦略担当に指名し、それら局部と外務報道官組織との会議を週1回行うなど連携強化を図っている他、中長期的な観点から各局毎の広報戦略を策定するための広報戦略会議を順次開催している。

(2) 大臣スピーチの活用

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに完了】

我が国が外交政策を効果的に展開していく上で対外発信能力を強化することが極めて重要である。このため、その重要な手段である大臣のスピーチを一層活用すべく、プロのスピーチライターの活用を含め体制を強化する。

【大臣スピーチ活用のための体制強化】

平成15年度予算にて外部の英文スピーチライター活用（翻訳ではなく、テーマや材料を与えた上で一からの英文スピーチの起案を外部に委託）のための関連経費320万円を計上。
和文スピーチについては各課が作成するスピーチのパラツキの解消やメッセージ性や表現力の強化のため、総合外交政策局が中心となり、各スピーチ毎にスピーチ起案チーム（総合外交政策局総務課長、企画課長等の固定メンバーを含む）を編成することとしている。

(3) インターネット広報充実

【直ちに実施。必要経費を平成15年度予算要求に反映】

インターネット時代に対応した外交広報戦略を展開すべく、本省の海外向け及び国内向けホームページや在外公館のホームページの内容を充実する。

【インターネット広報充実のための予算要求】

平成15年度予算にて、従来の文字情報に加え動画による配信を含むホームページ関連経費が平成14年度の3億4000万円から4億500万円に増額された。

更なる改革措置：IT化の推進

JIN（日本の一般事情を海外向けに紹介するサイト）の再編等ホームページの質量両面における拡充等インターネットを通じた情報発信の更なる充実化を図る。

(4) マスコミへの発信強化【平成14年9月末までに実施】

外務報道官と政策担当部局との緊密な連携を通じて、外務報道官の情報発信機能を高めるとともに、国民世論、メディアのニーズに応じて、記者会見・懇談等情報発信の手段・頻度を拡充する。

【情報発信の手段・頻度の拡充】

現時点においては1日1回外務省首脳・幹部による会見が行われており、それら情報発信の機会を十分活用するため施策決定部門と外務報道官組織との連携を一層強化し更に効果的な情報発信に努める。
この観点から毎日、夕刻、外務報道官室を内外のプレスにオープンにする形で既に懇談の機会を設定済みであり、記者への情報発信、意見交換の強化を図っている。
また、外国プレス向け会見について、これまでは毎週火曜日に外務報道官、金曜日に報道・広報担当参事官が実施してきたが、可能な場合には外務報道官が週2回行っている。
外務大臣の外国出張に際し、これまで国際報道官が同行して外国プレス対策を行ってきたが、現在は必要に応じ外務報道官が同行してプレス対策を行っている。

(5) 外交青書【平成15年度より実施】

外交青書の見直しを行い、外交青書を一層分かりやすい形とする。

【外交青書の見直し】

省内関係部局と調整の上、平成15年版では、従来から行ってきた改善策を更に進めると共に、更に「より分かり易い外交青書」とするため、全体構成の整理、囲み記事の拡充、附属資料の大幅な整理等を行った。(4月1日の閣議を経て公表済み)

(6) 省員個人の広報活動の奨励【直ちに実施】

省員一人一人の国民に対する説明責任を果たせるよう研修を施し、各種メディアを通じた適切な情報発信を行うよう奨励する。

(7) プレス取材に対する適切な対応

報道関係機関からの省内各課室への取材希望、照会に対し、外務省として一貫性のある対応を行うための体制作りを行う。
【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【報道機関からの取材への適切な対応の心得を周知徹底】

外務省として報道機関よりの取材に適切に対応できるような基本的心得を作成し、省内及び在外公館に周知した。

2. 広聴活動の強化

(1) 外交政策に関する国民の声を広く聞き、意思決定プロセスの中に位置付けるため、広聴室を整備する。

【広聴室の整備】

平成15年1月1日付けで広聴活動に専念する独立部門として広聴室を設置した。同年4月1日より省令室として正式に発足。国民からの電子メール、ファックス・書簡及び電話への対応を行っており(平成15年1月から7月の総数:電子メール約35,000件、ファックス・書簡約12,000件、電話約2,400件)また、世論調査も鋭意準備中。国民の声を広く聴き、外交政策立案上の参考とするための体制を強化していく。

更なる改革措置: 広聴室の業務の拡充

広聴室の業務を拡充・強化し、国民の声を更にしっかり受け止める

(2) 「外務省タウンミーティング」の拡充【本年9月以降実施】

国民との対話促進のため、「外務省タウンミーティング」の開催回数を増やし、月1回の頻度で行う。

【外務省タウンミーティングの積極的開催】

平成14年4月以降これまでに、計6回実施。平成15年度中に更に3回開催予定。

【更なる改革措置: 外務省タウンミーティングの充実化】

平成15年度第1回は既に6月7日に仙台で「これからの日本外交」をテーマに開催したが、衛星テレビ回線を通じてウラジオストックに出張中の新藤政務官及びイラクのORHAに出向中の奥参事官が登場して現地よりの報告を会場で実況中継するといった新たな試みも実施し、内容の一層の充実化をはかっている。また、大臣が行うもの以外でも、ODAタウンミーティングの実施や他のシンポジウムの枠組みの再編を実施中。

(3) パブリックコメントの拡充【直ちに実施】

外交政策の実施に資するため、あらゆる機会(ホームページや「外務省タウンミーティング」の活用等)を通じ、外交問題に関するパブリックコメントを求め、外交政策の実施に活用する。

【パブリックコメントの活用】

ホームページに寄せられた国民からの意見は、大臣以下の本省幹部に配布するとともに、意見等の傾向について分析し報告している。また、多数の意見が寄せられた事案については、外務省ホームページの「外交政策Q&A」や「よくある質問」等で取り上げると共に、必要なものには回答を発出する等、双方向の対話に努めている。

IX 大使館などの業務の見直し

1. 在外公館全般

(1) 公館の設置状況見直し

今後3年間で、設置時の状況の変化を受け、7公館を目処に廃止する。また新たな外交上・領事業務上の必要が生じている箇所については、公館の新設を検討する。その方向で初年度分を平成15年度概算要求に盛り込む。【平成15年度以降の概算要求に反映】
また、その後も在外公館の設置状況を一定期間ごとに見直し、必要に応じ、整理・統廃合・新設を図る。【平成16年度以降の機構・定員要求に反映】
北米地域公館などで拠点公館制度を導入し、拠点公館となる総領事館では、現在以上に政治・経済面でのフォローを充実させ、その他の総領事館では領事事務により重点を置いた体制となるよう見直しを行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【在外公館の統廃合・新設等】

平成15年度予算において、在リベリア大使館、在ラスパルマス総領事館及び在バンコク総領事館の廃止（在ラスパルマス総領事館は出張駐在官事務所に規模を縮小する）を行い、同時に、在東ティモール大使館と在チェンマイ総領事館の新設要求が認められた。平成16年度についても、「行動計画」において示した基本姿勢を踏まえつつ、外交上・領事業務上の必要性等を総合的に勘案の上、要求を行う。

厳しい人員状況の一方で、拠点公館制度を導入するに際しては、拠点公館の強化のためにその他の公館の人員が削減され、却って拠点公館以外の公館の領事業務等に支障を来すことのないよう十分配慮する必要がある。このため、例えば、北米地域での拠点公館制度の導入の方途については、今後全世界で廃止される公館の人員を領事業務のニーズの高い公館へ振り替えること、及び北米地域の在外公館の館員（含む各省庁から在外公館への出向者）の担当事務の見直し・改善等、在外公館の設置状況の見直しや在外公館における人員配置の見直しを併せた総合的な視点から引き続き慎重に検討していく考え。

(2) 在外公館における人員配置

各在外公館における他省庁出身者の配置状況につき、時代のニーズに合ったものか否かを中心に見直しを行い、既存の定員の振替等を通じて適正配置を目指していく。【直ちに検討に着手、平成14年度中に検討を完了】
今後、在外公館への他省庁からの新規出向については、外務省との人事交流を基本とし、語学力を含め優秀な人材の派遣を得るよう努める。その過程で、いわゆる伝馬船制度を含むアタッシェ制度のあり方について抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、本年12月末までに結論】
各在外公館において、各省庁出身の人材の有効活用を図り、館長が館全体の業務バランスを判断し、出身官庁の業務だけでなく、必要に応じ他の業務に従事させる。【直ちに実施】

【各省アタッシェの人員配置の再検討】

在外公館での人員配置見直し作業の中で各省アタッシェの業務内容、業務量等を調査。今後、同調査結果を整理の上、他省庁出身者の配置について、先進国偏重を是正し、途上国への配置を促進すると共に、省庁再編結果の反映等を通じた適正配置を実現すべく関係省庁と協議していく。
15年度新設のアタッシェ2ポストについては伝馬船を求めないこととした。16年度新設を要求するアタッシェポストについても伝馬船を求めない予定。
赴任する公館長、次席、出向者自身に対し、出身官庁の業務以外に、必要に応じ、他の業務に従事させることを明確に伝えている。また、その旨在外公館に対しても伝達している。

(3) ロジ簡素化

国際会議への同行者の削減等、ロジ業務の合理化・簡素化を推進する。
【直ちに検討に着手、平成14年10月までにガイドライン作成】

【ロジ業務の合理化】

総理・外務大臣の外国出張同行者数は、相当数を削減。国際会議代表団員の削減にも努力中。配車の簡素化は局長級同行者のバス移動を実現。現地ロジ体制の効率化（応援出張者数削減等）を推進中。
個別の訪問案件毎の簡素化努力と並行して、ロジ簡素化の基本方針、代表団構成の基本パターン、基本的な現地体制表等を盛り込んだ「ロジ簡素化のための方針」を策定し（平成14年11月）、本省・在外公館に周知徹底中。
国際会議ロジの一元的対応による更なる合理化の検討に着手。

(4) 便宜供与の見直し【直ちに検討に着手、本年10月末までにガイドライン作成】

現行の「便宜供与基準」を以下の方針で改め、国会議員等への便宜供与については、私用への支援を行わない旨明記する。
議員外交の支援については、国会派遣の場合は支援する。
その他の場合、事前の要望があれば、当該会談・視察等が政府全体の外交に寄与し、かつ通常の事務処理を妨げない範囲で必要な支援を行う。
「議員外交の支援」の実績報告を公表する。

【便宜供与基準の改定】

平成14年9月1日より、公私の別をより明確にしたガイドラインを適用することとし、国会関係者及び省員に対して説明済み。また、昨夏の実施状況を踏まえ、国会議員への周知徹底、各状況下での便宜供与のあり方等をより具体的に盛り込んだガイドライン改訂版を策定し、本省・在外公館に周知徹底していく。

(5) 公邸, 在勤手当等

公邸の整備に当たっては, 公邸として必要な機能を果たすとともに, 国際的に見てバランスがとれ, 日本を代表する施設として相応しいものとする一方, 不必要に華美なものとはならないようにする。【直ちに実施】

公邸料理人制度については, 各任地の実態を踏まえつつ, 現行制度(私的契約に基づき, 一部官費負担)の維持, 料理人の公的派遣制度の導入, 外国人料理人の一層の活用等の方途を複合的に組み合わせ, 時代の要請に則した制度とする。【直ちに検討に着手, 平成14年12月末までに結論】

住居手当については, 主要国政府や民間企業の例も参考としつつ, 見直し作業を行う。【平成14年度中に調査, 結論】

その他在勤手当の在り方について見直しに着手。【直ちに実施】

【公邸の整備】

公邸の整備については, 「行動計画」の趣旨に則してこれを行っている。施設基準の見直しについては財務省とも協議しつつ作業を進めている。

【公邸料理人制度の整備】

現行制度については, 料理人の赴任前研修の新設等, 外国人料理人についてはリクルート体制の強化, 巡回実地指導制度の新設等の改善を行うこととし, 平成15年度予算に関連予算を計上した。また, 料理人の公的派遣制度を試験的に導入することとし, 平成15年度予算に関連予算を計上した。料理人の赴任前研修については, 次回赴任予定者に対し平成15年8月に実施予定。

【在勤手当の見直し】

在勤手当全般に亘り集中的な見直しを実施。平成15年度予算において, 在勤基本手当を大使以下全ての在外職員について平均で対前年度比概ね1割削減すると共に, 住居手当の支給額の削減, 兼勤手当の廃止, 館長代理手当の縮小, 子女教育手当の支給対象年齢の引き下げを行う法律改正を行った。

【更なる改革措置: 在勤手当の更なる見直し】

在勤手当については, 不健康地勤務, 子女教育, 単身赴任等, 現実に経費負担が大変な分野につき見直しを行い, 16年度予算要求に盛り込むことを予定。

(6) 在外公館職員の在留邦人との積極的な接触【直ちに実施】

進出企業等の在留邦人のコンタクト・ポイントとの一層の協力強化やメール・マガジンを通じた在留邦人との接触を積極的に行う。

【在留邦人等との積極的な接触】

在外公館に訓令を発出し, 「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を参考にした日本企業支援の一層の強化, 公館長や幹部館員の出張や領事出張サービス, 更には在留邦人向けメールマガジン配信サービスなどを通じた在留邦人との意見交換の活発化を指示済み。(在留邦人向けのメールマガジンは36公館で実施。)

2. 領事業務

(1) 領事業務の位置づけ

【直ちに着手, 平成14年12月末までに結論】

海外渡航者や在留邦人の増大に伴い, 国民との直接の接点である領事業務の重要度が飛躍的に増大している。このため, 新設される海外交流審議会を活用して領事業務の理念と原則を再確立するほか, 領事移住部の位置づけや専門性を有する領事の計画的育成の方途(研修, 採用等)につき見直しを行う。

【海外交流審議会の開催】

海外交流審議会については, 平成14年年10月7日付けで立ち上げ, 委員20名を発令した。同月18日に第1回総会を開催。海外との人の交流や危機管理, 在日外国人問題等の分野につき, 学者, 経済関係者, 報道関係者, 地方自治体, NGO, 文化人, 在日外国人等各界の有識者間で新しい領事業務のあり方を議論。第2回総会は, 平成14年12月12日に開催し, 領事改革及び領事業務の理念と原則等について議論した。その後, 平成15年1月28日に開催された第1回領事改革部会において, 領事業務の理念と原則について再度議論の上, とりまとめ, 公表した。その後, 4月15日及び5月21日に第2回, 第3回領事改革部会を開催し, 領事サービスの現状と課題をテーマに審議を行った。6月18日には第4回部会を開催し, 領事改革に関するこれまでの議論の第1次とりまとめを行い, 同月30日に公表した。なお, 本審議会に2つ設置された部会の残る外国人問題部会については, 第1回会合を本年2月5日に開催した。また, 第3回総会を3月25日に開催し, 外国人の入国に関する議論を行った。議事録は, 毎回各委員の了承を得て, 外務省ホームページに掲載している。

【領事研修等の強化】

平成15年度実施予定の研修について, 受講者のレベル分け, 講義内容を全面的に見直している。また, より一層の外部講師活用を予定している。領事専門家育成のための年間プログラムの原案を領事移住部にて策定した。領事広域担当官による傘下公館領事に対する指導・相談の実施。

更なる改革措置：領事業務の更なる拡充

領事移住部を領事局に格上げし、領事サービスの向上と急増する海外渡航者・在留邦人に対する安全対策機能の一層の強化を図る。
「意識改革と研修」、「領事サービスの向上」、「邦人安全対策・危機管理の強化」及び「情報通信技術の活用」を4つの柱とした領事業務改革を今後も推進する。

領事担当官の定員拡充を更に図る。（・専任領事ゼロ公館を極力解消・業務量が過大な公館に手当。）

領事業務の拡充・強化に当たっては、在外公館のあり方に関するアンケート結果及び海外交流審議会の提言等を踏まえて行っていく。

- ・領事業務の範囲に関する国民向けパンフレットの作成・配布
- ・「領事シニアボランティア」制度の導入（平成15年度開始。12月から10名派遣予定。）
- ・在外公館投票と郵便投票の併用（明年の参院選より実現予定。）
- ・インターネットを通じた在留届の提出導入（平成15年4月より全在外公館にて開始。）
- ・在外公館でのメールマガジンの拡充（平成15年12月末までに60公館以上に拡充予定。）
- ・24時間電話対応サービスの更なる拡充（平成16年度30公館以上に拡大を目標。）等

（具体的には、以下の各項参照。）

（2）窓口サービスを中心とした領事業務の改善

24時間滞在留邦人などからの照会に対応する電話対応サービスを強化する。具体的には、平成15年度中に24時間電話対応サービスを行う公館を30公館に拡大する。また、国内外からの海外渡航に関わる様々な相談に対応できるように、「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化について検討する。【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】

日本語で十分意思疎通が出来る職員の領事窓口への配置を拡充する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

在外公館の領事業務を支援するために「領事シニアボランティア」制度を発足させ、現地事情に通じたシニア世代などを公募する。【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】

在外選挙については投票形態の見直しを行うとともに、より合理的なシステムへの改善につき検討を進める。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

【24時間電話対応サービスの拡充】

24時間電話対応サービスの対象を12公館から21公館まで拡大するための平成15年度予算が措置された。現在、システム等が整った公館から順次新規サービスを開始しているところであり、引き続き、右サービスの導入拡大に努めていく。

【「海外安全相談センター」の拡充】

「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化に係る新規予算が措置され、現在、国民のニーズに応じたよりきめ細かい相談業務を行っているところである。

【「領事シニアボランティア」制度の導入】

現地に密着し、日本語能力を十分に備えた人材の一層積極的な発掘、現地職員の日本語能力向上のための奨励策等の充実、「領事シニアボランティア」等邦人が窓口職員として活躍できる制度の創設等を軸に省内関連部局の意見を踏まえつつ検討。具体的には、「領事シニアボランティア」制度については、今年度予算に新規10名の導入が盛り込まれたところ、現在12月1日の派遣に向けて、選考作業を行っており、6月15日で公募を締め切った。581名からの応募があり、国民からの本制度に対する期待がうかがえる。7月13日に第1次選考として筆記試験を実施、現在は第2次選考（面接試験、9月）の準備中であり、これらのプロセスを経て、合格者を決定する予定。

平成15年度予算政府案に「領事シニアボランティア」制度の関連経費も併せ新規10名の派遣を念頭に3,400万円が認められた。

【在外公館投票と郵便投票の併用】

これまでの2回の在外選挙の実施を踏まえ、在留邦人の利便性にかなう投票方法の改善に向け総務省と協議を行ってきた結果、在外公館投票と郵便投票の併用、在外公館投票の実施公館の拡大等の在外選挙に関する改正につき、平成15年3月20日、「公職選挙法の一部を改正する法律案」として国会に提出した。6月4日に可決・成立し、在外選挙に係る部分の施行は、公布の日（6月11日）から1年を超えない範囲において、政令で定める日から施行することとなる。

(3) 領事出張サービスの大幅拡充【平成15年度予算要求に反映】

遠隔地に居住する在留邦人の便益を考え、領事出張サービスを大幅に拡充し、現行の少なくとも2倍の領事出張サービス実現を目指す。

【領事出張サービスの積極的な実施】

平成15年度予算政府案に領事出張サービスの関連経費も併せ3,000万円を盛り込んだ。また、訓令にて在外公館に対し領事出張サービスの積極的な実施を指示済み。

(4) 領事業務実施体制の強化

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

各在外公館に原則として最低1名の専任領事を配置する等、領事業務実施体制の強化を図る。そのための手段として、出向者及び派遣員等の支援要員を含む在外公館内での配置状況を見直す。

【人員体制強化】

在外公館内部での人員配置見直しに際しては、通信部門等からの配置換えもしくは兼務に加え、出向者及び支援要員についても検討する。
領事業務実施体制の強化のため、平成16年度定員要求作業に取り組んでいる。

(5) 領事業務へのITの活用

インターネットによる在留届の提出受付システムを導入する。
【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに計画策定】

旅券申請のオンライン化を推進する。当面、日本国内でのオンライン化を先行させるが、在外におけるオンライン化についても検討を行う。

【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

領事部門での在外公館メールマガジン配信サービスの拡充を図る。現在、32公館で実施されているところを、本年度中に62公館に拡充する。

【直ちに作業に着手、平成14年度末までに達成】

【領事業務のIT化の推進】

インターネットを通じた在留届の提出受付システムは、段階的運用を開始することとし、平成15年3月31日に一部の公館を対象に段階的運用を開始し、同年4月15日に全公館を対象として運用開始した。

【更なる改革措置：IT化の更なる推進】

自宅等に置かれたパソコンからの日本国内での旅券発給申請についてはシステムの概要が決まり、開発及び実証実験等に着手した。他方、在外公館発給分の旅券申請をインターネット経由で行うことについては個人認証のあり方との関係等につき検討したところ、現状では確実な本人認証手段の確保が困難であることから更に検討する必要がある。

在留邦人向けメールマガジン配信サービスの拡充については、本省サーバーを使用した上での対象公館拡充を目指しているが、当初開発したシステムが旅券情報を暗号化せずにインターネットを経由するなど、個人情報保護の点などにおいて問題があったため、至急改修をおこない、現在先行10公館においてテスト送信を実施中であり、テストの結果、システムの安定運用が確認できた段階で対象公館を拡充していく予定。(現在36公館で実施中。平成15年度12月末までに60公館以上に拡充予定。)

(6) 領事業務の限界

【平成14年12月末までにガイドライン作成・公表】

領事業務の範囲についての基本的な概念と個別事項ごとの基準を策定・公表し、国民への周知徹底を図る。

【領事業務の範囲に関する広報】

平成14年1月より本年3月まで、領事移住部長の研究会である「領事法制研究会」を毎月1回程度の頻度で開催し、在外公館等から寄せられた論点をもとに領事業務の法的側面について検討した。右検討結果や昨年12月の海外交流審議会の議論を踏まえて、領事業務の範囲についての国民向けパンフレット(「海外で困ったら」)を平成15年3月末に発表した。同パンフレットは、外務省海外安全ホームページに掲載し、在外公館や各都道府県の旅券担当窓口配布しているほか、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等で活用している。

【更なる改革措置：領事担当者用のガイドラインの作成・配布】

上記領事業務の個々のケースに適切に対応すべく、在外公館の領事担当者用のガイドラインを別途作成し、平成15年6月に全在外公館に配布している。

X . 政策立案過程などの透明化

1 . 説明責任・透明化

(1) 情報公開への積極的対応

行政文書の開示・不開示審査に当たっては、「原則開示」という情報公開法の趣旨に基づいて判断する。【直ちに実施】

開示手続の迅速化のため、要員面を含む体制強化を図るとともに、情報公開に関する研修等を企画・実施し、省員の情報公開制度への理解を深める。【直ちに実施】

情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとなるように、「利用の手引き」を作成し、また「情報公開ホームページ」を更新する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに実施】

【情報公開法に基づく開示請求に対する適切な対応】

情報公開法の趣旨に沿った開示請求審査を既に実施中。(例:従来、公開されていなかった「昭和天皇と連合国最高司令官マッカーサー元帥の会談記録(1945年9月27日分)」を平成14年10月に公開した。)

情報公開事務の合理化と迅速化を目的として、既に全部開示の決定を行った行政文書に対する情報公開請求については、原則として、主管課の事務を省略し、情報公開室において開示決定の作業を行うこととした。

体制強化については、平成15年度に向けて情報公開室の職員の定員増を要求し、当面の間2名の増員が認められた。

特定の課室案件の期限超過解消を図るため、臨時採用の外務省OBを情報公開業務の支援に充てることとした(現時点において2名が執務)。

また、各課室に対しては、情報公開室との連絡を密に行うための連絡窓口要員を指定した。情報公開に関する研修については、在外公館勤務を予定している他省庁からの出向者に対して、また、新たに赴任する大使に対してブリーフィングを行い、情報公開に関する意識を高めている。

平成14年12月、4回にわたり省内の情報公開担当職員及び情報公開に関心を持つ職員を対象とした研修を実施した。これとあわせて、各課室に配布している「情報公開事務手続マニュアル」を改訂した。

「利用の手引き」の作成・「情報公開ホームページ」の更新に関しては、情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとするように、開示請求の基本的な手続について説明した「利用の手引き」を作成した。また、従来の「情報公開ホームページ」を一新して、これまで質問の多かった事項についてのQ&Aを大幅に拡充し、利便性の高いものとした(昨年末に実施済み)。

更なる改革措置 開示手続の遅延問題への対応

開示決定等に対する異議申立てのうち、昨年までに申立てがあった案件については、再決定を行う案件を除き、全て8月1日までに情報公開審査会への諮問処理を終えた。

開示手続の遅延問題対応に関して、以下の措置を行う

・10月末までに未処理の期限超過案件処理を全て完了させる。

新たな期限超過案件を出さないよう、情報公開室長の責任で一元的に省内における開示決定期限の管理を徹底する。

また、期限超過につながる処理の遅延を未然に防止するため、現在大量の未処理案件を抱えている課室の案件処理を加速させる。このため、現在2名採用している非常勤職員(外務省OB)の増員を検討。

(2) 外交記録文書公開の透明化・迅速化

外部の歴史家や外交専門家からなる「外交記録公開諮問委員会」を設け、「30年」を越えた文書の中から、歴史的資料として価値の高いものを選定し、右について迅速な審査を行い公開又は外交史料館に移管する。(それ以外の文書については、情報公開制度を適用する。)
【直ちに作業に着手、平成14年度末までに「外交記録公開諮問委員会」を設置】

この方法により、公開の進捗状況を見て、外交記録公開の「30年原則」をさらに短縮することを検討する。そのために審査体制を強化する。
【直ちに検討に着手、平成15年度中に結論】

外交交渉の経緯などを歴史的視点に立ちながら文書化する仕組みにつき検討する。
【直ちに検討に着手、平成14年度末までに結論】

【外交記録文書の積極的な公開】

情報公開法に基づき開示した文書のうち歴史的価値の高い文書を自主的に外交史料館での公開を推進していく。
(計1,535文書、約19,000頁を公開中)

外交記録公開については、計16回に亘り、約1万1千冊を既に公開済み。平成14年12月24日、第17回公開で更に572冊を公開し、公開冊数は計11,397冊となった。

「30年」を超えた外交記録文書の中から、歴史的資料として価値が高く、直ちに外交史料館へ移管可能なファイル約2100冊につき移管を了した。続いて約6,500冊の移管につき必要な手続を進めている。今後も可能なファイルから順次、外交史料館への移管措置を進める予定。

更なる改革措置：外交記録文書等の公開の迅速化

外交記録公開について、透明化の観点より、主要な外交案件であって、未だ外交記録公開が実施されていないものについては、関係国での公開状況も踏まえつつ、公開のための審査を促進し、可能な限り公開するよう努める。

外交記録公開の透明化・迅速化を促進するための具体的方途につき有識者より意見を伺うことを目的として「外交記録公開に関する有識者諮問会議」の第1回会議を平成15年7月15日に開催した。出席した有識者からは種々有益な意見をいただいた。外交記録文書の公開を迅速化するために、諮問会議等の議論を踏まえつつ、まずは30年を経過した文書の公開を迅速化する改善策の具体的検討に着手した。

外務省編の外交史料集「日本外交文書」の編纂刊行を加速する。平成14年より開始した戦後期の刊行に関し、平成15年には、編纂委員会の中に戦後部門を新設し、記録に基づくシリーズを編纂中。(サンフランシスコ平和条約に関する「調書」(全5巻)の復刻刊行を終え、目下、同条約関係記録に基づくシリーズを編纂中(平成15年度刊行予定)。戦後期についても、「日中戦争」、「三国同盟」などの特集方式を活用して編纂刊行を促進する。)

公開された外交文書を広く国民が活用できるよう積極的に広報していく。

・外交史料館の活動内容や所蔵史料を「外交史料館ホームページ」などを通じより積極的に案内する。

・その一環として省員の執務参考として定期的に作成することとした「外交史料館レファレンス情報」を「外交史料館ホームページ」に掲載する方向で検討中。

特定の外交案件や対外的事件の処理などに関し、省内関係部局や在外公館の対処ぶり、経緯・背景・政策決定過程などの諸点につき関係者からの聴取により記録を作成し、将来への参考事例として省内に提供するための基本方針を平成15年5月20日に策定した。平成15年度中に、まず1件の外交案件につき、試験的に「外交史談録」(仮称)を作成し、右を踏まえて平成16年より本格的に実施する。

(3) 国民への説明

ホームページの活用(上記 .3.参照)

パブリックコメントの実施(上記 .2.(3)参照)

外交政策に関する重要文書の公開(上記 .3.参照)

在外公館で実施した政策については、政策評価の一環として評価し、結果を公表する。(下記 .1.参照)

政策決定プロセスにおける政策担当局と外務報道官組織との連携をより緊密にすることにより、より国民に対して開かれた、透明性の高い政策の策定体制及び正確かつスピーディーな情報発信体制を強化する。【直ちに実施】

(上記 .3.参照)

(上記 .2.(3)参照)

(上記 .3.参照)

(下記 .1.参照)

【政策担当局と外務報道官組織の連携強化】

すでに省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、それら局と外務報道官組織との連携強化を図っている。

2 . 外部意見の政策への反映 【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

外務省顧問の外交アドバイザーへの改組については、法令の改正も視野に入れ検討する。

主要な外交政策の企画・立案に資するため、民間有識者の意見を求めるシステムにつき、いかなる形が効果的であるか、早急に検討を進める。それまでの間、既存の勉強会などを積極的に活用し、外部意見の政策への反映を行っていく。

【外部意見を政策へ反映させる仕組みの検討】

外務省顧問の改組については、他省庁での慣行も参考にしながら、運営上の改善について引き続き検討していく。

他方、外交アドバイザー構築については、これまで重要な外交テーマに関し有益な議論を行っている「外交政策評価パネル」を全面的に活用する方向で検討中。

上記結論を出す作業の一環として、省内で既に設置されている各種私的懇談会、勉強会の実態を調査した。

3 .内部通報制度の整備 【平成14年8月1日から実施中】

省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を監察査察官が受け付ける「監察査察意見提案窓口」を設け、運用を開始した。これに寄せられた意見等のうち、問題の認められたものについては調査を行った上で、重要なものについて、次官もしくは大臣に報告する。

受け付けた意見等の保秘には万全を図るとともに、意見等を述べたことをもって不利益になることがないよう配慮する。

【内部通報制度の導入】

平成14年8月1日より運用を実施。

個別案件への対応状況については、随時確認している。本件制度の評価については、なるべく見直しを行う予定。

XI . 危機管理体制の整備

1 . 本省の危機管理体制の整備

本省の危機管理体制の整備を早急に行う。

【直ちに検討に着手,平成14年12月末までに結論】

それまでの間,危機管理については総合外交政策局を中心に強化する。具体的には,審議官レベルの者を危機管理官として指名すると共に,危機管理担当の企画官の要求を平成15年度予算要求に盛り込む。

【平成14年9月中に危機管理官を発令。危機管理担当企画官は平成15年度機構・定員要求に反映】

サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制を強化する。

【直ちに検討に着手,平成14年12月末までに結論】

関係国との連携を深め,危機管理外交を一層強化する。この関連で,国際テロ対策担当大使の活用を図る。【直ちに実施】

危機管理の事例について,ケース・スタディーを充実させ,危機管理事例についての調査報告書の作成について検討する。

【直ちに着手,検討結果を平成14年12月末までにまとめる】

【危機管理体制の整備】

昨年9月30日付けで北島官房長を危機管理官に発令し,本年1月6日大臣官房総務課内に危機管理調整室を新設し危機管理体制を整備した。

平成15年度機構要求にて危機管理担当の企画官の要求を盛り込んだが,認められず。

危機管理要員研修の拡充について検討中。

【主要国とのテロ協議実施】

主要国との間での大使レベルのテロ協議を実施。(米,豪(2回),韓国,露(2回)とは実施済み)また,国際テロ対策担当大使は,米(2回),インドネシア(2回),マレーシア,フィリピン,タイ,アフガニスタン,パキスタン,インド,英を訪問し,関係機関とテロ対策等に関し意見交換を行った。

【危機管理体制強化のための予算要求】

平成15年度政府原案にて危機管理外交にかかる経費として約190万円を計上。また,在外公館危機管理体制強化費として約250万円を計上。

更なる改革措置:本省における危機管理官の新設要求と在外公館におけるオペレーションルームの整備

平成16年度機構要求にて,官房長の下に「危機管理官」(官房審議官クラス)及び「危機管理調整室」の新設要求を行う予定。

平成16年度予算要求にて,主として本省の危機管理体制強化のための経費(約1,430万円)及び必要性の高い在外公館内におけるオペレーションルームの整備のための経費(約2,500万円)を盛り込む予定。

2 . 情報収集・分析能力の向上と政策への反映 【直ちに検討に着手,平成14年12月末までに結論】

危機の予見能力を向上させアクションにつなげる。また,緊急情報の伝達チャネルの点検を行う。この関連で,例えば,テロ情報については,大臣官房,総合外交政策局,国際情報局,領事移住部を恒常的メンバーとし,関係地域局を加えた「国際テロ情報収集分析委員会」を省内に立ち上げて定期的に会合を持ち,危機に結びつき得る事態を事前に察知し,取るべき措置を検討する。

【テロに関する情報収集・分析能力の向上・強化】

平成14年9月26日,「国際テロ情報収集分析委員会」(委員長:国際テロ対策担当大使)及び「国際テロ情報センター」を設立。

平成14年10月17日に行われた第1回国際テロ情報収集分析委員会では,同年10月12日に発生したバリ島での爆弾テロ事件について,平成14年11月26日に行われた第2回国際テロ情報収集分析委員会では,仮にイラクに対する武力行使があった場合のテロ脅威の上昇見積についての分析を行った。これまでに5回の委員会を開催。

テロ頻発の事態に鑑み,平成14年12月に各在外公館で開催予定の天皇誕生日レセプションについても,テロの不安の高い等場合には,開催を中止し,開催する場合にも厳重な警戒体制を取るよう指示徹底した。

「治安情勢評価委員会」(委員長:官房長)を継続的に開催し,在外公館の直面する物理的脅威を分析・評価している。

3. 在外公館での情報収集能力の向上 【直ちに実施】

在外公館での情報収集能力の向上を図る。そのため、任国政府関係者や外交団、マスコミのみならず、NGO、企業、在留邦人等と幅広く接するよう努め積極的な意見交換を行う。

【情報収集・分析能力の強化】

情報収集・分析を重点的に行うべきイシューや問題意識を在外公館に公電等を通じ伝達することとしている。また、情報源の一層の開拓に努めるよう指導を行っている。

更に、情報収集・分析を重点的に行うべき事項等について赴任前の大使・公使、総領事、政務担当参事官・書記官等に機会ある毎にブリーフを実施。

4. 在外公館の警備体制の改善 【直ちに検討に着手、平成15年度以降の概算要求に反映】

警備官・警備員の配置拡充については、平成14年7月4日に発表した在外公館の警備体制の改善のための5カ年計画の実施を進める。

更なる改革措置：在外公館における警備・危機管理体制の強化

日本人による警備を強化するため、5ヶ年計画（日本人警備要員を5ヶ年で100名増員する等）を作成した。これを実施するため、平成15年度政府予算案にて関連経費が盛り込まれた。引き続き、16年度要求において必要な措置を講ずるとともに、その他の施策についても、可能な限り日本人本官による一層の警備強化を図っていく考え。

警備対策官の兼務状況に関する調査結果を踏まえ、各地におけるテロ事件の続発等、警備の必要性が高まる中、脅威度、危険度の高い公館につき領事との兼任を外し、公館の警備に専念できるよう努めていく。

警備対策室についても、実員拡充と警備専門家の配置増に努める考え。また、警察庁より2名出向を得ているが、防衛庁よりも1名を得る方向で調整の予定。更に、今後とも可能な限り外務省出身の警備専門家を計画的、組織的に育成する考え。

XII . 政策構想力の強化

1 . 外交戦略目標の設定及び政策評価

外務大臣を中心として、日本の外交戦略目標を設定する。そのとりまとめを総合外交政策局が担当する。各局課は、その外交戦略目標を踏まえ、各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる。総合外交政策局において年度末にはその実績を評価し、大臣、次官に報告する。【平成14年12月末までに方針決定、平成15年度より実施】

総合外交政策局内に政策評価を行う組織を設ける。

【平成15年度機構要求に反映】

在外公館においても各館が果たすべき館務目標を設定するとともに、本省に政策提言を積極的に行う。【直ちに実施】

外部有識者からなる外交政策評価パネルを設置し、外交政策をレビューし、議論の成果を公表する。【直ちに実施】

政策構想力の強化は、外交推進の最重要課題であり、上記の措置の実施状況を見つつ、組織のあり方を含め引き続き検討する。【直ちに着手】

【平成16年度外交戦略目標策定】

平成16年度外交戦略目標策定のためのヒアリングを、総合外交政策局総務課、会計課、及び考査・政策評価官室共同で6月に行い、7月に「平成16年度重点外交政策」を策定した。

平成16年度重点外交政策の柱は次の4点；

- ・国家・国民の安全の確保
- ・国際の平和と安定のための「日本発外交」
- ・豊かな世界と日本の繁栄のための外交
- ・連帯と共感をめざした文化外交

【考査・政策評価官室の設置】

考査・政策評価官室を大臣官房総務課内に設け、14年度の外務省の活動に関する政策評価報告書を作成した。政策評価のうち総合評価は総合外交政策局総務課と協力して実施した。今後、この評価を適切に予算・機構要求に反映していくよう努力する。

在外公館に公電を発出し、今年度の業務実績を回顧した上で、今年度末までの業務目標を作成するよう指示。各在外公館より順次回答あり。同様の内容を今年度の館内情勢報告を求める在外公館宛ての訓令にも盛り込んだ。

【外交政策評価パネルの設置】

これまで5回会合を開催。第6回会合を平成15年8月1日に「欧州・ロシア外交」をテーマに開催した。

2 . 総合外交政策局の機能強化【直ちに実施】

総政局を中心に外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化する。また、個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる。そのため、総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化する。

また、総合外交政策局より他局の局議に参加し、各局との連携を強化する。

更なる改革措置：外交戦略策定機能の強化

総合外交政策局を強化し、政策立案・調整の中核組織として機能させていくための再構築については、組織・機構改革の中で実施を図る。

上記1.及び下記3.(国際情報局の機能強化)を通じて総合外交政策局の役割を高める。平成15年度政府原案において定員(新規6名、見直し解除2名)が認められた。

総合外交政策局より他局の局議への参加は、実施済み。今後これを拡充し、地域別政策、分野別政策の調整能力を強化するため、総合外交政策局総務課の体制強化につき検討していく。

3 . 国際情報局の機能強化 【直ちに実施】

- (1) 国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり積極的に活用するシステムを構築する。具体的には、総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備の段階から参画する。また、政策部局（総合外交政策局及び地域局）と国際情報局との連絡・情報の共有を一層進める。
- (2) 地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令する（専門職員の積極的な活用）
- (3) 国際情報局は国内外有識者との意見交換等を通じて、外部有識者等の知見を一層積極的に活用し、また、国内外有識者との間でネットワークを広げ、情報・分析機能を高めるとともに、有識者に対する発信機能も強化する。

【国際情報局の機能強化】

総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備段階から参画している。また、政策部局が主催する会議等への国際情報局の参画、及び国際情報局が主催する会議等への政策部局の参画を一層進めている。

10名の地域調整官及び3名の専門官が国際情報局に併任発令され、同局の業務に参画している。上記の地域調整官、外部委託調査他各種意見交換会を通じて、外部有識者とのネットワークを広げ、発信にも努めている。教授クラスを含む外部有識者のスタッフとしての活用を強化。

更なる改革措置：国際情報局の機能の抜本的強化

我が国における唯一の対外情報収集・分析部門としての機能を根本的に強化する。これにより、刻々と変化する国際情勢に迅速かつ柔軟に対応するための情報収集・分析体制を名実ともに整える。具体的には外務省機構改革最終報告に従い、国際情報局を局長級分掌官である国際情報統括官の下に、情報収集、安保等機能別事項、アジア地域、中東アフリカ・欧州・米州地域のそれぞれを担当する課長級分掌官を4名置く体制に再編成を図る。

4 . 政策情報の一元化 【直ちに着手】

下記 XIII. 1. の「外務省 IT 推進 3 年計画」の中で外交政策に関する情報を省内で広く共有するための体制作りを進める。

【IT 化の推進】

現在、省内 LAN ホームページで共用のデータベースに登録された「各国・地域情勢」、「内外経済データ」、「貿易統計」、「国際約束・経済コミュニケ」等の閲覧が可能。今後このような情報共有を拡充し、システムの拡充を図る予定。

「e-外務省構築基本構想」を策定し、IT を活用した業務改革を推進。
(XIII.1.参照)

5 . 外部シンクタンクの有効活用【平成14年12月末までに方針決定、平成15年1月より実施】

国際問題研究所を中心とした外部シンクタンクの一層の活用、外務省と外部研究者との交流、研究の活発化を図る。

【国際問題研究所の役割・あり方についての検討】

平成14年9月、国際情報局審議官を長に、国際問題研究所の役割・あり方を検討する省内チーム「日本国際問題研究所活用検討委員会」を設置し、これまで8回の会合を重ね検討を進め、その結果を同研究所側に申し入れた。

更なる改革措置：外交シンクタンクの有効活用

日本国際問題研究所の今後の有効活用に関する省内検討委員会での議論の結果、骨子以下のとおりとりまとめ、同研究所に対しては以下に沿って活動を実施するよう申し入れを行った。

(1) 「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化

- (イ) 政策提言機能の強化 (ロ) 「トラック」活動の積極的実施 (ハ) 知的コミュニティとの一層の交流、知的連携の強化
- (ニ) 知名度の向上、発信機能の強化

(2) 経営基盤の改善と強化 (財源の多角化、経営合理化によるコスト削減の推進等)

上記方針も踏まえ、同研究所として、研究活動の活性化、研究者等の育成支援、予算・資金面での抜本的改革等をめざす諸改革案を執行中。

こうした諸改革を進めていく上で、調査研究対象を絞り込み、重点分野に集中できる体制にするとともに、研究所の知名度を上げるための方策の実現に努めるため、研究所との連携を密にしつつ指導していく。また、その経営基盤強化の一環としての会員拡充については、地方自治体やロータリークラブ等の団体にもアプローチしていくことにつき、研究所に指導していく。

日本国際問題研究所の業務を従来の調査研究から政策提言をはじめとする外交政策シンクタンクとしての活動に重点を移すとの観点から、平成16年度の外務省全体の機構改革の実施に合わせて、本省における同研究所の主管局を国際情報局より総合外交政策局に移管する。

6. 省内での政策提言の促進 【平成14年12月末までに方針決定、平成15年1月より実施】

総合外交政策局内に省員からのメール又は書面による政策提言提出の窓口を設ける。提出された意見は、同局による政策立案、代案策定の参考とする。

【省内での政策提言の促進】

平成15年2月7日、監察査察室のメールボックスを参考として、同様のメールボックスを総合外交政策局内に設置し、メール及び書面での提出の受付を開始した。

7. 首脳外交体制の強化 【直ちに実施】

G8サミットを含め、首脳外交を支援する体制を一層拡充する。かかる取組の一環として、総合外交政策局の主催の下、首脳外交戦略策定会議を定期的開催し、G8サミットを始めとする、二国間、多国間の首脳会談・会合についての戦略を議論し、策定する。

グローバル化の流れが加速し、G8サミットが果たすべき役割は多岐に亘ってきている。このため、シェルパ(首脳個人代表)は関係省庁等とも広く連携し、日本としての提言とりまとめを行うなど、更に効果的かつ戦略的にその役割を遂行し、総理を補佐する体制を強化する。

【首脳外交体制の強化措置】

総合外交政策局主催にて首脳会談・会合(外相会談・会合)に向けてのプレーストリーミング会合を前広に実施した上で、方針を策定している。

首脳個人代表である経済担当外務審議官主催で従来より行ってきた関係省庁(内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省)との定例懇談会(毎週)をサミット準備プロセスの一環としてより積極的に活用しているほか、様々な分野・局面において、関係する省庁との連絡・協調関係を緊密化する等して「オール・ジャパン」でのサミット外交の推進に努めている。

8. 外務大臣補佐体制の整備・強化 【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】

外部人材の起用及び総合外交政策局を活用した外務大臣補佐体制の整備・強化を図る。

【外務大臣補佐体制】

総合外交政策局幹部らが随時大臣のアドバイザー的役割を果たしてきている。

XIII . 事務の合理化

1 . 外務省の本格的な IT 化の推進

「外務省 IT 推進3カ年計画」を策定し、21世紀の我が国外交のIT基盤を強化する。このため、担当課室の一本化、IT担当官400人の養成、ITシステムの高度化を外務省の優先政策として実現する。【3ヶ年計画は平成14年9月末までに策定。平成15年度以降の概算要求に反映】

【IT化の推進】

- 平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上。(平成14年度予算は約117億円)
「外務省IT3カ年計画」については、平成14年8月に策定済み。
- ・IT担当官の養成については、既存の研修等も活用し、外務省のIT化推進に必要な人材を育成すべく総合的な研修計画の策定を終了した(在外公館に勤務する職員に対するeラーニングによる研修実施も含まれている。)
 - ・「行政の情報化」にかかる具体的な取組として、申請・届出等行政手続きのオンライン化に必要な情報システムの整備を行っている。

更なる改革措置:「e-外務省構築基本構想」(案)の推進

ITタスクフォース室を中心に、「e-外務省構築基本構想」(案)(省内決裁中)を策定し、「国民向けサービスの強化支援」、「外交政策の策定・推進支援」、「危機管理支援」及び「情報発受信支援」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進する。

- 平成15年度の主要実施予定事項は以下の通り。
- ・基本構想実現のための推進体制の整備及び構想の具体化計画策定
 - ・全府省共通の人事・給与等共通システム導入作業への対応
 - ・官房を中心とする内部管理業務の業務分析・合理化計画の策定
 - ・電子政府総合窓口と外務省ホームページの連携
 - ・省員のIT技能向上のための計画立案

2 . その他の合理化策 【直ちに実施】

「変えよう!変わろう!外務省」で定期された事務の合理化提案に関し、その実現につき早急に作業を進める。

現在の業務状況を早急に再検討し、ルーティン化している業務やニーズの高くない業務は整理・縮小し、よりプライオリティの高い業務への人的・物的リソースの再配分を進める。

【大使会議のあり方】 大使会議のあり方の見直しを行い、簡素化、事務の合理化を中心とした新方針の下、3回の大使会議を実施した。

【要人の外国訪問等】(IX.1.(3)参照)

【国会質問対等】

国会情報の省内LANへの掲載を実現した。また、省内LANをはじめとする情報通信システム改善を検討するため、「IT化推進検討会合」を設置した。

【文書関係】

各種資料の作成は極力簡潔なものとするため、留意すべき点につき省内に周知徹底する予定。

【会計関係】

平成14年4月より調達一元化に着手し、平成15年7月全局課の調達手続きが会計課に一元化された。物品管理システムの運用が開始され、各局部課室における消耗品調達手続きが簡素化された。

【勤務環境】

遅出制度を導入した。(平成15年7月22日)

【庶務・その他】

新聞の切り抜きの外注を各課室において実施している。